

第 5438 號公告

勞工處

破產欠薪保障條例 (第 380 章)

(根據第 18(2) 條規定所發的公告)

現根據《破產欠薪保障條例》(第 380 章) 第 18(2) 條的規定公布，鑑於有破產呈請可針對新界東涌逸東 (二) 邨勤逸樓 (第 11 座) 2704 室的吳大九而提出，本人認為有足夠證據支持以這個理由提出破產呈請。

2019 年 8 月 30 日

勞工處處長
(鄭麗芬代行)